

の想定損失額等について

(平成 24 年 4 月 2 日現在)

想定損失額等について

以下では、観測期間を 2000 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 2 日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された満期時および中途解約時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、当該観測期間中のデータが取得できない場合や存在しない場合は、他の類似期間等のデータを参考のうえ、想定損失額等を算出しています。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際の取引において生じる損失額」は、「本書面でご案内する想定損失額等」とは異なる場合があります。

満期時

満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨(外貨)に交換されることとなります。したがって、「特約設定レート」により交換された相対通貨元本(外貨)を預入通貨(円)に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

各相対通貨の円に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。

相対通貨	米ドル	豪ドル	NZドル
相対通貨の下落率	44%程度	49%程度	57%程度

満期時の実勢為替レートが、預入時の実勢為替レートから上記の水準で下落したものと仮定しますと、特約設定レートおよび相対通貨の組み合わせに応じた想定損失額は、次の通りとなります。

相対通貨 特約設定レート	米ドル		豪ドル		NZドル	
	想定 損失率	元本が 500 万円の 場合の想定損失額	想定 損失率	元本が 500 万円の 場合の想定損失額	想定 損失率	元本が 500 万円の 場合の想定損失額
基準レート	44%程度	220 万円程度	49%程度	245 万円程度	57%程度	285 万円程度
基準レート-5 円	42%程度	210 万円程度	46%程度	230 万円程度	54%程度	270 万円程度
基準レート-7.5 円	40%程度	200 万円程度	45%程度	225 万円程度	52%程度	260 万円程度
基準レート-10 円	38%程度	190 万円程度	43%程度	215 万円程度	50%程度	250 万円程度

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

リスク低減タイプ

特約設定レート	想定損失 率	元本が 500 万円の 場合の想定損失額
基準レート-15 円	39%程度	195 万円程度
基準レート-20 円	34%程度	170 万円程度

中途解約時

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。なお、この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分、ご注意ください。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

① 中途解約時の通貨オプションの価値

② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

○ 想定損害金の水準

以下では、預入期間を 5 年とし、相対通貨が米ドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート」、相対通貨が豪ドルまたは NZ ドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-10 円」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間又は特約設定レートをご選択された場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額となります。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の 12%程度(元本が 500 万円の場合、60 万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、相対通貨に応じて、次の通りとなります。

相対通貨	米ドル	豪ドル	NZドル
想定損害金率	63%程度	63%程度	71%程度
元本が 500 万円の場合の想定損害金額	315 万円程度	315 万円程度	355 万円程度

リスク低減タイプ

相対通貨	豪ドル
想定損害金率	63%程度
元本が 500 万円の場合の想定損害金額	315 万円程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 2 日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『相対通貨金利』-『預入通貨金利』)」

預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「為替レート」

預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(米ドルの場合:44%程度、豪ドルの場合:49%程度、NZドルの場合:57%程度)預入通貨高水準となったものと仮定。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。

